

申告対象となる扶養する「子ども」の範囲について

【給付奨学生の生計維持者の方へ】

このたび、令和6年度からの高等教育の修学支援新制度の多子世帯への支援拡充に向けて、皆様の世帯が多子世帯に該当するか、事前に確認を行う運びとなりました。

つきましては、奨学生の方が学校に扶養する「子ども」の数を申告するに際し、ご協力をお願いいたします。

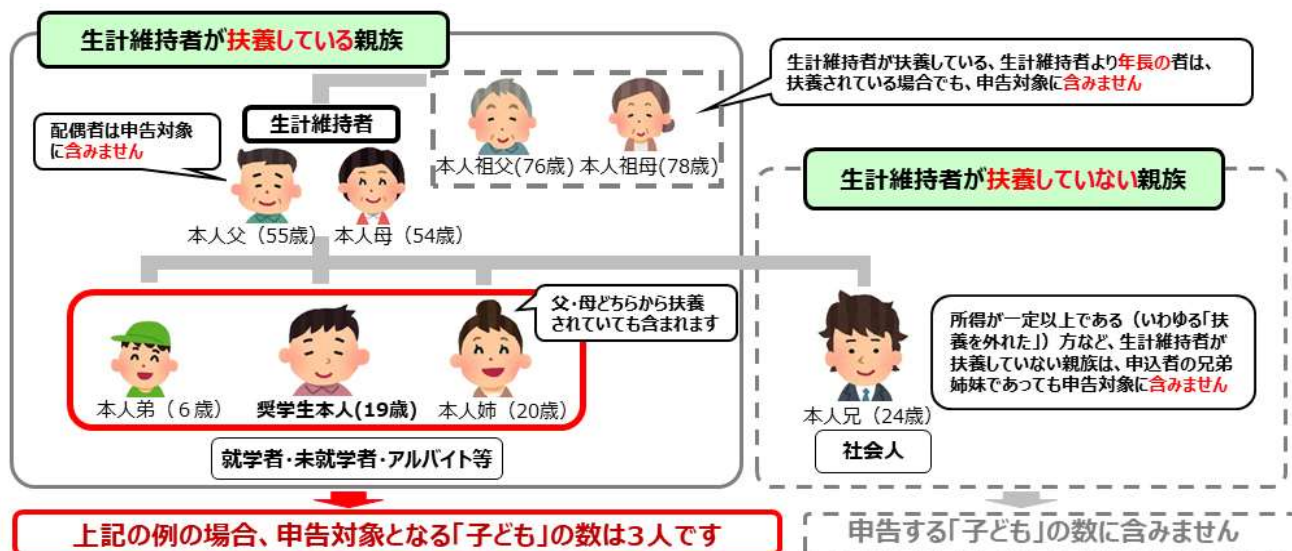
なお、**高等教育の修学支援新制度の拡充の要件は国の最終的な決定を経ていないため、申告していただいても拡充の対象になるとは限りませんので、ご承知おきください。（申告がない場合には、多子世帯としての拡充の対象になりません。）**

【申告対象の考え方】

申告対象となる扶養する「子ども」の範囲は、生計維持者2名（原則、申込者の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、扶養している生計維持者よりも**年長でない**人や生計維持者の尊属でない人となります。（生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。）

この申告は、給付奨学金の多子世帯に該当するかどうかの判定に利用されます。

※**住民税の扶養親族とは、今回は2022年の12月31日時点で扶養している親族として税の年末調整、確定申告又は住民税申告で申告し、対象となった方をいいます。**扶養親族になるには、年齢や学生であるかどうかは関係しません。この情報は2023年度（令和5年度）の住民税の情報に反映されています。税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含みます。



(24.2)

※次ページも必ず確認してください。

手順 3. 生計維持者が 2 人の場合、手順 1 ～ 2 を 2 人分行い、合計します
(1 人の場合はそのまま)。その数を申告してください。